

三浦市職員定数条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

本市は、行政革命戦略5つの宣言に掲げる人材戦略に基づき、平成19年3月に「三浦市人材育成・活用基本プラン」を策定して人材の育成・活用・管理を推進するとともに、指定管理者制度の導入を含む公共施設の見直し、病院事業・公共下水道事業の公営企業化をはじめとした業務の効率化や各種業務のアウトソーシングによって職員数を削減し、同プランに掲げる職員数計画の目標を達成している。

また、これらに加え、更なる業務の効率化を図るために、令和4年度から、教育委員会の所掌する事務の一部が市長へ移管されることとなっている。

上記の各取組結果を基に、今般、本市における条例上の職員定数についても適正なものとなるよう見直しを行うこととし、必要な規定の整備を行うものである。

2 条例の内容

(1) 職員定数を次のとおり改める。【第2条第1項関係】

| 区分 | 改正前定数 | 改正後定数 | 増減 | |
|---------------------------------------|------------|---------|------|---------|
| 市長の事務部局の職員 | 354 | 334 | -20 | -233 |
| | 567 | (区分を変更) | -213 | |
| | 水道事業 39 | | | |
| | 公共下水道事業 23 | | | |
| 病院事業 151 | | | | |
| 議会の事務部局の職員 | 8 | 7 | -1 | |
| 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 3 | 3 | 0 | |
| 監査委員の事務部局の職員 | 4 | 4 | 0 | |
| 公平委員会の事務部局の職員 | 1 | 1 | 0 | |
| 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 | 103 | 21 | -82 | |
| 農業委員会の事務部局の職員 | 5 | 3 | -2 | |
| 水道事業の職員 | (39) | 17 | 178 | 17(-22) |
| 公共下水道事業の職員 | (23) | 10 | | 10(-13) |
| 病院事業の職員 | (151) | 151 | | 151(0) |
| 合計 | 691 | 551 | -140 | |

※ 水道事業、公共下水道事業及び病院事業の区分を市長の事務部局からそれぞれの事業に変更。
括弧内は参考数であり、合計には含まない。

(2) 定数外として算定する職員に、休業中の職員及び併任の職員を加える。【第2条2項及び同条第3項関係】

(3) その他所要の規定の整理を行うもの

3 施行期日

令和4年4月1日